

提出された意見の内容と町の考え方について

【苧田町自治会に関する加入促進及び活動推進に関する条例(案)について】

No	意見の内容	意見に対する町の考え方
1	<p>以前、加入と集金を払うのは問題ないが、共働きでなかなか参加するのが難しい旨を加入時に伝えて、区長さんにもそれで差支えないとおっしゃっていただき加入しておりました。しかし、いつ集金に行ってもいない、任意の募金をしないなどで苦情があったり、地区の山笠で毎週末集まりがあるようで夜中まで外で大きな声でお話されていたりが続き、いい気持ちになれなかったので退会させていただきました。その際自治会を退会するなんてという事を言われましたし、子ども会にも支援をしない旨のことを言われましたので、あまりいい印象はありません。</p> <p>自治会加入促進・推進目的とのことですが、条例にする以前になぜ加入者が減少しているのかの理由を精査することが大事なのではないかと考えます。共働き・核家族家庭が多い中で、それぞれPTAや子ども会などもあり、これ以上の係負担が厳しい状況だと思います。自治会に加入することでのメリットは何でしょうか。それ以上にデメリットがあるのであれば、加入したくないと思うのが実情ではないでしょうか。山笠を維持したいという目的もあると思いますが、転入者には参加しにくい雰囲気や馴染みにくい雰囲気も感じられます。集合住宅の方の加入率が低いのもそのような要因があると思います。参加を推進する前に改善点や改善案を考え、実行なされたのでしょうか。</p> <p>役場でできることも決まっていると思いますし、人員面で負担できないこともあるかと思いますが、具体的には自治会にどのような役割を担わせたいのでしょうか。加入者を増やしてどうするのが見えず、自治会の活動内容もよく分からない中、実質参加を強制されるような条例を制定されるのであれば、賛成できません。</p>	<p>自治会には、今後も引き続き地域社会における安全・安心なネットワークとして重要な役割を担っていただきたいと考えています。</p> <p>この条例の目的は、住民、自治会、事業者及び町が連携して取り組んでいく自治会活動の推進について基本理念を定めることであり、住民に対して自治会加入及び活動への参加を強制することではありません。</p> <p>加入者の減少の理由について、区費や係などの負担や加入するメリットがないという意見もいただいておりますが、各自治会において状況が異なり、それぞれにあった加入促進及び活動の推進を行うことが重要であると考えています。自治会に加入することによるご負担の懸念については、条例案第3条第3号において、「自治会活動は、住民相互の協力・支え合いの精神に基づくもの」として、「その運営に当たっては、自立性及び多様な価値観が尊重されるべきもの」としてあります。また、第5条第3項において、「自治会は、自治会活動が住民及び事業者にとって参加し、又は協力しやすいものとなるよう務めるものとする」と規定し、価値観、家族形態や生活スタイルの多様化が進む現代において、地域住民が自治会活動に参加しやすい環境をつくっていただくように求めています。</p> <p>また、自治会活動に参加していただくためには、その活動について、広く情報を発信することが必要であるとの考えから、その旨を第5条第2項に規定しています。</p>
2	<p>条例案の冒頭に、「自治会は、町政運営に欠かせない協働のパートナー」とありますが、他の箇所から伝えたいことは分かります。しかし、「町政運営」と表記するのは、自治会が任意組織であることから考えて、馴染まないと思います。見方によっては、行政の下請け組織のように捉えられてしまうのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、指摘箇所の表記を削除します。</p>

提出された意見の内容と町の考え方について

【苧田町自治会に関する加入促進及び活動推進に関する条例(案)について】

No	意見の内容	意見に対する町の考え方
3	<p>この度の条例(案)に関し、町長並びに関係担当課のご尽力に感謝申し上げます。当区の自治会加入率は約50%です。現状の加入呼びかけ活動は役員及び隣組長と定期的に行っていますがとても困難な状況です。</p> <p>私共の考え方として、新たに入ってくる方々は町の住民課に来られると思います。現在の方法を少し変えていただき、ごみ袋の配布を「自治会の方から頂いてください」というやり方をお願い申し上げます。そのことにより、区への転入者が分かりやすく加入呼びかけに対処することができ、顔つなぎもできます。転入者の方々からは、加入を考えていたが、「何処へ連絡したらよいか分からなかった」とよく聞きます。</p> <p>町としてもいろいろと事情があるかと思いますが、熟慮をお願いします。</p>	<p>転入の手続きの際、住民課に自治会への加入案内パンフレットを配布しているほか、必要に応じて防災・地振興課より区長さんのご連絡先をお伝えしています。また、宅地開発の申請があった際は、同事業者にて区長と協議して自治会加入案内に務めていただくことを依頼しているほか、マンション販売者に対しても案内を行っています。</p> <p>いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>